

新潟市秋葉区農業委員会 5 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 5 月 31 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (14 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

2 番	平野 榮治
15 番	大竹 玲子

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

7 番	吉田 信雄
8 番	松田 洋一

第 2 議事

議案第 5 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 7 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
議案第 8 号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	五十田 比砂子
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度5月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席者は2番平野委員及び15番大竹委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので7番・吉田委員、8番・松田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第5号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書1ページ、議案第5号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1ページは利用権設定の新規、新津地区が2件、筆数48筆、面積13.366㎡であります。

2ページは利用権の移転、新津地区が2件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

3ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)案でございます。農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告依頼年月日は平成30年6月14日となります。

4ページには、地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第5号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(五十田主査)

それでは、議案書 5 ページ 1 番をご覧ください。

議案第 6 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

貸付人 A 氏及び、借受人、 a 株式会社代表取締役社長 B 氏による許可申請を受け付けました。

西島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

本件は、賃借権設定による一時転用許可申請です。

転用面積は、田 1 筆、約 7.5 アールのうち約 5 アールです。

転用目的は、国道 403 号に沿って敷設されたパイプラインの管内洗浄に伴い、洗浄資機材の敷地として利用するものです。

申請地は農用地区域内農地に該当し、原則許可することができませんが、3 年以内の一時転用であることから許可相当と判断されます。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に番号 2 番をご覧ください。

貸付人 C 氏及び、借受人、株式会社 b 代表取締役 D 氏による許可申請を受け付けました。

岡田地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、賃貸借権設定による一時転用許可申請です。

転用申請面積は、休耕田 2 筆、約 6 アールです。

転用目的は、県発注の下水道工事に際し、工事期間中の仮設現場事務所設置場所として申請するものです。

申請地は、第 1 種農地に該当し原則許可できませんが、一時転用ということから許可相当と判断できるものです。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に番号 3 番をご覧ください。

貸付人 E 氏及び、借受人、 F 氏より許可申請を受け付けました。

新津東町地区の案件で、吉澤推進委員の担当地区です。

本件は、使用貸借権設定による転用許可申請です。

転用申請面積は、休耕田 1 筆、約 10 アールです。

転用目的は、借受人が集合住宅を建築するものです。

申請地はライフラインが 2 つ以上設置され、概ね 500 メートル以内に医療機関が 2 カ所あることから第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されません。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に番号 4 番をご覧ください。

貸付人G氏及び、借受人H氏による許可申請を受け付けました。

大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。

本件は、使用貸借権設定による転用許可申請です。

転用申請面積は、畑1筆、約6アールです。

転用目的は、借受人が経営する造園業に関連する資材置場及び駐車場とするものです。

申請地は、周囲が宅地で囲まれた住宅等の連たんする地域に該当し、第2種農地に該当することから、当該地申請に関し代替性の検討について聞き取りを行った結果、許可相当と判断されます。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

平成30年5月28日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件の調査内容について報告します。

議案書5ページ1番の案件です。

本件の譲受人、a株式会社代表取締役社長B氏の代理人I氏、J氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それにより、国道403号線に沿って敷設しているパイプラインの管内洗浄に伴い、洗浄資機材の敷地として利用するため申請したとのことでした。

転用期間について質問したところ、管内洗浄だけだと1カ月くらいで終わるが、他の区間も含めるとだいたい6カ月くらいかかるとのことでした。

また、洗浄水の処理について質問したところ、その日の排水をタンクに貯水し、その日のうちにタンクローリーで運び出すので、基本的には排水は貯まらないとのことでした。

その他、何年ごとに作業があるのか質問したところ、今回は送油線廃線に伴う前処理の作業ということで、今後はないとのことでした。

部会としては、許可後は作業事故のないよう指導し、代理人もこれを承諾しました。

次に、議案書5ページ2番の案件です。

本件の借受人、株式会社b代表取締役H氏の代理人K氏から申請に至っ

た理由について説明してもらいました。それによれば、県発注の下水道工事に際し、工事期間中の仮設現場事務所として申請したとのことでした。

また、今後の工事予定について質問したところ、発注者の予定であり答える立場ではないが、今年か来年あたりで一区切りになるのではないかとのことでした。

部会としては、許可後は作業事故のないように指導し、借受人もこれを了承しました。

次に、議案書5ページ3番の案件です。

本件の借受人F氏の代理人L氏から申請に至った理由について説明してもらいました。それによれば、借受人は大安寺在住で、申請地まで1.5kmあり、今後の維持管理がむずかしいことから、農地を荒らさないために資産管理の一環として申請したとのことでした。いつ頃から計画があったのか質問したところ、話があったのは今年に入ってからだが、その前から計画されていたとのことでした。

部会としては、許可後は計画どおり作業を行うように指導し、代理人もこれを了承しました。

次に、5ページ4番の案件です。

本件の借受人H氏の代理人M氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、借受人は代々園芸農家を経営しており、近年は受注増により、資材置き場及び来客用駐車場の確保を目的として申請したとのことでした。

また、何台くらい駐車できるか質問したところ、5台くらいを予定しているが、駐車場としての区割りはせず、資材置き場と一体利用するとのことでした。

なお、一部砂利が敷いてあるようだがと質問したところ、許可前は整備しないように注意していたが、既存施設除却時にならし作業をしてしまったようで、許可までは作業中断するよう厳しく伝えると説明を受けました。

部会としては、許可になってから申請どおりの転用を行うよう指導し、代理人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第6号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の
議案第7号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(五十田主査)

議案第7号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書1ページ1番をご覧ください。

N氏、O氏より、親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。
申請面積は、田46筆、約5.21ヘクタール、畑18筆、53アール、計64筆、約5.74ヘクタールです。64筆のうち1筆は市街化区域で、それ以外は農振農用地区域内農地です。

設定期間は、平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間で、農業者年金受給のため使用貸借権の設定を行うものです。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件でございます。

次に、追加議案書1ページ2番をご覧ください。

譲渡人P氏及び譲受人Q氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、西島地区、古田推進委員の担当地区です。

申請面積は、田8筆、約9アール、畑1筆、約6アール、計14アールです。

譲受人は、妻及び子とともに経営を行っており、水稻を主体として、蔬菜及び果樹を合計15.5ヘクタール栽培しております。

また、申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、本件売買に関し、譲渡人は労働力不足を理由に譲受人に対し売買の申し入れを行っており、10アールあたりの対価は約34万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

なお、議案第7号の案件はいずれも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定1件の調査内容について報告します。

では、追加議案書1ページ2番の案件です。

まず、本件の譲受人のQ氏の代理人R氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲受人は従前から借りて耕作していたが、譲渡人の都合により管理が難しくなったため、買取の申し出したところ、譲受人は申請地からも家が近く、従前の経緯もあり合意したことから、申請に至ったとのことでした。

部会としては、地元の人から引き受けてもらうのはありがたく、決定後は、申請どおり耕作を行うよう指導し、代理人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第7号は、許可担当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第8号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(五十田主査)

議案第8号、事業計画変更承認申請に関する処分決定についてご説明します。

追加議案書、2ページ1番をご覧ください。

申請人、e株式会社代表取締役社長S氏、代理人 e株式会社 f 鉱場長 T氏より事業計画変更承認申請を受け付けました。

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、平成18年5月18日付、新潟県新振農第185084号により、試掘のための一時転用許可を受け、平成20年8月18日付、新秋葉区農委第12号により事業面積の拡幅に関する追加許可を受けております。その後、許可期間満了にあわせ事業計画変更承認申請を行っており、直近の変更承認は平成27年5月29日付となっております。

今回の申請は、事業期間満了にともなう期間延長の申請であり、延長期間は平成50年5月31日までの20年間となっております。このことについて、申請地は農用地区域内農地に所在しており、従来の一時的転用期間は3年間を原則として運用しておりましたが、平成29年12月15日付、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長から運用の変更に関する回答があったことから、新潟県の運用を準用し、今後は20年ごとの更新が認められるものです。

なお、一時転用期間以外の変更点はございません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、事業計画変更承認申請に関する処分決定1件の調査内容について報告します。

では、追加議案書2ページ1番の案件です。

まず、本件の申請人 e 株式会社代表取締役 S 氏の代理人 U 氏、V 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

平成 18 年 5 月 18 日付で試掘のための一時転用許可を受け、以降 3 年ごとの事業延長申請をしてきたとのことでした。

今回は、業界団体の陳情による農水省からの回答が得られたため、県の運用を準用し、一時転用期間を 20 年として変更申請したとのことでした。

また、土地代金について質問したところ、申請書記載の土地代金は 20 年分の合計で、これを年払いしていくとのことでした。部会としては、決定後は事故のないように管理するよう指導し、代理人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について一部修正のうえ承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 8 号は承認されました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 4 条転用届出に関する受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の6ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります

農地中間管理事業の利用権の移転、新津地区1件であります。

続いて7ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が2件であります。

事務局

(五十田主査)

8ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。記載内容のとおり1件受理しました。

続きまして、9ページをご覧ください。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり2件受理いたしました。

最後に、10ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり4件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成30年度5月定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 吉 田 信 雄

署名委員 松 田 洋 一